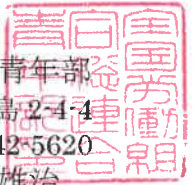


2020年7月8日

中央最低賃金審議会目安小委員会委員 各位

全国労働組合総連合青年部
〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4
TEL03-5842-5611 FAX03-5842-5620
部長 保科 雄治



2020年度最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆様には敬意を表します。今年度の地域別最低賃金の改定にかかわる目安のあり方について、全国労働組合総連合青年部（略称：全労連青年部）としての意見を述べ、検討に反映されるよう求めます。

1. 地域間格差をなくし全国一律最低賃金制度を確立すること

現在、最低賃金が一番高い東京都の1,013円と一番低い青森県外14県の790円では、223円もの地域間格差があり、これら一番低い県からみて3割弱もの賃金格差となっています。また、最低賃金の最高額と最低額の差はここ20年で拡大しており、1999年の差は103円だったものが、2019年には223円と2倍以上の差となっています。

ここ8年間で全労連加盟の21の都道府県組織が、「最低生計費試算調査」を行ったところ、地方によって家計費目に特徴はありますが、全国どこでも、25歳単身者が自立してふつうに生活するには月収22~24万円（税込額）は必要という結果が出ています。

総務省「小売物価統計調査（構造編）」によれば、2019年の消費者物価地域差指数について、全国平均を100とした場合最高の東京都が104.7、最低の宮崎県が96.0と差は8.7ポイントしかありません。「最低生計費試算調査」をみても、「小売物価統計調査」をみても、生活に必要な金額は全国で大きく変わることはなく、このような賃金格差は不合理であるとしかねません。前述の月額22万円を得るには、現実的である月150時間労働で換算すれば、おおよそ時間給1,500円程度が必要となり、一番高い東京都の1,013円でも程遠い現状があります。

また、最低賃金の低い地方から高い地方への人口流出による地方での人手不足が深刻な問題になっています。特に若い世代は都市部に流れやすく、若年層の人口流出を放置すれば地域経済の崩壊に繋がりがねません。

全国どこでも安心して暮らせる社会の実現のため、全国一律最低賃制度の速やかな確立を強く求めます。昨年は鹿児島県を始めとした19もの県で中賃の目安答申にプラスした形での改定を行いました。このような地方の意見を反映させ、今年の審議においては目安答申の段階で、地域間格差をなくす意志を示してください。

2. 最低賃金は早急に時給 1,500 円以上に引き上げること

最低賃金は全国加重平均で現在 901 円になっています。これは、月額換算（月 173.8 時間労働）すると 156,593 円となり、年収は約 188 万円です。税金・社会保険料などを差し引いた可処分所得はさらに低くなり、まともな生活ができる水準に達していないことは明らかです。憲法 25 条、労働基準法第 1 条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準まで早期に引き上げられるべきです。

愛知県や大阪府などの青年は、最低賃金月額で 1 ヶ月間生活をする「最低賃金生活体験」に取り組みました。毎日家計簿をつけ、節約に節約を重ねてもほとんどの人が現在の最低賃金ではまともな生活ができないという結果が出ています。体験者からは「色々なものを犠牲にしなければ生活ができない。急な出費に対応できず、貯蓄も当然難しい。今のような状況で仕事がなくなれば、たちまち生活に行き詰まり、何より心が貧しくなる。」「貯金もなかなかできない状況で、結婚や家庭を持つことを躊躇し、老後までに 2,000 万円貯めるなど考えられない。」などといった声が挙げられています。このような調査結果からも、今の最低賃金の水準では、将来に希望を持ってまともな生活することができないことは明らかだと言えます。

総務省の労働力調査の 2019 年度平均結果によると 15～24 歳の 50.9%、25～34 歳の 24.8% は非正規労働者です。

最低賃金の引き上げが非正規労働者の生活改善の面からも重要なことは、新型コロナウイルス禍の中でも改めて明らかになりました。多くの非正規労働者は緊急事態宣言によって、就労先の休業や出勤調整などにより収入が得られず、厳しい状況下におかれしました。仮に労働基準法上の休業手当 6 割分を支給されても、日本の低い最低賃金により通常時でさえ生活が厳しい非正規労働者の生活は、維持できる水準ではありません。最低賃金生活体験の結果を見てもわかる通り、このような緊急事態宣言下に備えて貯蓄できる水準でもありません。この間寄せられた非正規労働者からの労働相談では、休業手当 6 割補償されるのは良いほうで、「これは自粛要請を受けたから、これは避けようのない事故だったから」と一切休業手当を出さない企業も多くあります。非正規で働く労働者にも生活があり、権利があります。万が一の休業でも生活をしていける基準としても最低賃金を早期に 1,500 円まで引き上げることが必要です。

青年労働者が将来に希望を持って生活できる水準とするため、最低賃金は今年度の改定ですべての都道府県で早急に時給 1,500 円以上に引き上げることが強く求めます。

以上